

(公表)

- 第60条の2 消防長は、防火対象物における消防の用に供する設備（令第7条第1項に規定する消防の用に供する設備をいう。）の設置状況が法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、防火対象物を利用しようとする者の防火に関する安全性の判断に資するため、その旨を公表することができる。（ら）
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。（ら）
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。（ら）

条則

(公表の対象となる防火対象物等)

- 第18条の2 条例第60条の2第1項の規定による公表（以下この条において「公表」という。）の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物であつて、同項に規定する消防の用に供する設備を設置しなければならないこととされているものとする。（ね）
- 2 公表の対象となる違反の内容は、前項に規定する公表の対象となる防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。（ね）
- 3 公表は、前項に規定する違反が法第4条第1項の規定による立入検査によつて認められた場合であつて、当該違反が当該立入検査の結果を通知した日から14日を経過してもなお正されていないと認められるときに、次に掲げる方法により行うものとし、当該違反の是正が行われたものと消防長が認めるまでの間、継続するものとする。（ね）
- (1) インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法（ね）
- (2) 公表をする事項を記載した書面を広島市消防局並びに当該違反が認められた防火対象物の所在地をその管轄区域に含む消防署及び消防署出張所に備えて公衆の閲覧に供する方法（ね）
- 4 公表をする事項は、第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及びその所在地、当該防火対象物に係る当該違反の内容その他消防長が必要と認める事項とする。（ね）

【解説】

本条は、重大な消防法令違反を有する防火対象物の公表について規定したものである。

これは、防火対象物を利用しようとする者に対し、その安全性の判断に資するために防火対象物の危険性に関する情報を提供し、防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を目的とするものである。

- 1 第1項は、防火対象物における消防の用に供する設備の設置状況に法令違反がある場合に、消防

長がその対象物について公表できることを規定したものである。

- (1) 公表の対象となる防火対象物は、条則第18条の2第1項に掲げる防火対象物のうち同条第2項に掲げる法令違反を有する防火対象物である。
- (2) 条則第18条の2第2項の「屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかについて、設置義務があるにもかかわらず当該消防の用に供する設備を構成する機器等が一切設置されず法令違反となっているものをいう。
なお、令第32条の規定により設置を免除していた防火対象物で、免除の要件が満たされなくなったことにより当該規定が適用できなくなった場合も公表の対象となる。
- (3) 令第8条に規定する区画（以下、「令8区画」という。）を有する防火対象物は、それぞれの令8区画部分を別々の防火対象物とみなし、公表該当違反の有無を判断する。

2 第2項は、公表を実施するにあたり、その旨を関係者に対して通知することを規定したものである。

- (1) 本条における「関係者」とは所有者、管理者又は占有者のうち、公表対象となる消防用設備の設置履行義務者がこれにあたる。
- (2) 公表の通知は、消防職員が実施する立入検査において公表の対象となる法令違反を確知した場合に、当該立入検査の結果の通知に併せて、公表の対象である旨を書面により通知する。

3 第3項は、公表の対象、違反の内容及び手続について、条則に委任することを規定したものである。

- (1) 条則第18条の2第3項の「当該違反が当該立入検査の結果を通知した日から14日を経過してもなお是正されていないと認められるとき」とは、公表の対象である旨を通知する書類を交付した日の翌日を起算日として、その日から14日を経過し、なお当該違反が継続している場合をいう。

また、同項の「当該違反の是正が行われたものと消防長が認める」とは、具体的には、公表の対象となる消防の用に供する設備について、法第17条の3の2の規定に基づく検査を行い、その結果適法に設置されているとして検査済証を交付すること又はその他の方法により公表の対象となる法令違反の是正が認められることをいう。

- (2) 条則第18条の2第4項に規定する公表する事項のうち、「防火対象物の名称」について、令8区画を有する防火対象物の該当区画部分のいずれかが公表対象違反となった場合は、火災による危険性は防火対象物として一体であることから、公表の対象となる令8区画部分と防火対象物全体の事項を併せて公表する。
- (3) 条則第18条の2第4項に規定する公表する事項のうち、「その他消防長が必要と認める事項」とは、公表の対象となる消防の用に供する設備の設置工事の着手状況とし、該当する設備について法第17条の14に基づく届出がされたことをもって工事に着手したものとし、これを公表する。